

令和4年度第3回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第3回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和4年5月20日（金）13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和4年度農作業標準賃金について
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長	令和4年度第3回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会の成立宣言を事務局よりお願いします。
事務局	委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。
会長	それでは議事録署名委員の指名を行います。本日は2番釜田委員、3番松田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
2・3番委員	はい。
会長	本日の議事日程は議案2件、報告事項1件ございます。それでは、議案第1号 農

地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。資料2頁をご覧ください。令和4年5月9日付けで、農地法第3条の規定による許可申請が提出されました。譲受人は、令和3年度まで地域おこし協力隊でありました■■■■さんです。譲渡人は■■■■さんです。譲受人である■■■さんは、■■■地区にある■■■さんの家を購入されましたので、所有権の移転が発生しております。

今回の対象地は、全8筆、地目は畑、総面積は■■■■㎡です。ご存知の方も多いたと思いますが、■■■さんはエゴマの栽培農家であり3年以上農業を継続しておられます。移転後も栽培等による管理も十分できる力は持っておられ、草刈等もきちんとされており問題は無いと考えております。

また現地の状況については、資料9頁にあるように■■■会長と■■■委員とで現地確認をおこなっています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

私と■■■委員さんとで現地調査をしました。現地は■■■地域内にあり、資料8頁の航空写真を見ていただくと対象地がございます。現在、■■■さんが草刈をされているようで梅の木で樹園地もあります。以前は、■■■さんの親戚が耕作されていましたが、ここ数年は荒れて休耕地になっていたところを今回、■■■さんが所有権移転するということです。■■■さんは全部効率利用要件に該当しますし、周辺への影響は無いかと思えます。周辺も不在地主で荒れている状況ですので、頑張って耕作していただけたらと現地の方を見ながら感じました。

■■■委員

会長と同意見で、近所の方も■■■さんに来ていただいたら喜ばれるのではないかなと思いました。

会長

しばらく書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

何かご質問・ご意見等ございますか。

■■■委員

全8筆中、7筆は家の周辺にありますが、1筆だけ道路を挟んで川沿いの場所にあります農地として大丈夫ですか。

事務局

昨年の農地パトロールではB判定でした。荒廃農地なので木も生えております。

会長

■■■委員さんよりご意見がありましたが、現地在耕作放棄地で農地に戻らない或いは■■■さんが農地として使わないのであれば一つの提案として、その筆については非農地証明を出し、それ以外の筆たちを許可した方がいいのではないのでしょうか。その理由として、3条許可要件では全部効率利用要件がありますので、全8筆を耕作しなければならないです。耕作放棄地で耕作しないのであれば、非農地証明を出した方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局 その筆を耕作されないということは一切、言われておりません。農地として所有権移転されるということになっております。

■■■委員 どちらが■■■さんにとっていいのでしょうか。

事務局 今回、許可できないということになれば■■■さんがこの先の手続きが遅れると思います。

会長 許可をすると、■■■さんは耕作しなければならないです。

■■■委員 移転後、草刈をして考えてみてもいいのではないのでしょうか。それからどうしていくのか判断されてもいいのではないのでしょうか。

■■■委員 それは可能なことですか。

■■■委員 ■■■さんが負担に感じるようであれば、先に非農地証明を出していただいた方がいいかと思いますが、購入の経由もあるだろうから耕作されてみないと分からないですよ。

会長 提案として1筆については確認をしてもらい、残り7筆を3条許可して、1筆を非農地証明で発行すれば法務局での地目変更の受付がしやすいと思います。

■■■委員 当の本人次第ですよ。非農地証明をして、また農地に戻すことができますか。

事務局 農地に戻すことはできないはずですよ。

■■■委員 まずは■■■さんがやるかどうかです。耕作されるというので申請を提出されたわけで、こちらの推測だけですからね。

会長 それでは申請書の8筆全て耕作するという条件で許可をし、事務局より申請者へ確認していただき、1筆でも耕作できないのがあれば申請書を取り下げ、再度申請していただくというかたちでよろしいでしょうか。

全員異議なし

会長 そのかたちで事務局はよろしく申し上げます。続きまして、議案第2号 令和4年度農作業標準賃金について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号 令和4年度農作業標準賃金について、ご説明致します。資料10頁をご覧ください。

今回、標準賃金につきましては、令和3年度と変更はございません。表の中で一般作業賃金の1日7,500円につきましては、川本町の会計年度任用職員の時間単価

から算出しております。島根県の最低賃金824円と比較しても上位となっております。

また美郷町・邑南町に確認したところ、美郷町はコンバインの単価を1,000円上げています。川本町では、昨年の農業委員会総会で単価を高くすると、お年寄りなどには負担が多くなる可能性がでてくるとの指摘もあり、本町としては現状維持と考えております。邑南町では、一般作業賃金を100円上げて7,300円としておりますが、本町の単価の方が高く上位であるため現状維持としております。

以上で、説明を終わります。また承認された場合は、川本町ホームページに公開することとしておりますのでご了承ください。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますか。議案第2号 令和4年度農作業標準賃金について、こちらで決定してよろしいでしょうか。決定でよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで決定します。それでは報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明します。資料1頁をご覧ください。今回、2件受理しています。

番号1 届出人は■■■■の■■■■さんです。(故)■■■■さんの妻で、畑■■■筆、■■■■㎡を相続されます。

番号2 届出人は■■■■の■■■■さんです。(故)■■■■さんのお子さんで、田・畑、全■■■筆の総面積■■■■㎡を相続されます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

会長

2件ほど届出がございましたが、これについて何かございますか。無いようでしたら報告第1号につきましては受付けることにいたします。

本日の議事日程は全て終わりました。「その他」については、何かございますか。

事務局

「その他」

- 農業新聞購読について
- 水利権について
- 農地法第3条許可申請(案件)について

◇次回 総会開催予定日について

令和4年6月24日(金) 13:30～ 大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
